四　施行令第三十九条の三十九第九項第五号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該特定中小企業者が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額について、当該連結親法人又はその連結子法人が負担したもの（施行令第三十九条の三十九第九項第五号に規定する契約又は協定において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者の確認を受けた金額

第二十二条の二十三に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

施行令第三十九条の三十九第九項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第九項第一号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第九項第一号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

四　当該試験研究の実施場所

五　当該試験研究の用に供される設備の明細

六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

八　その他参考となるべき事項

2　施行令第三十九条の三十九第九項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第九項第二号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第九項第二号に規定する他の者（第八項第二号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究の実施場所

五　当該試験研究の用に供される設備の明細

六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

八　その他参考となるべき事項

3　施行令第三十九条の三十九第九項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第九項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究の実施場所

四　その他参考となるべき事項

4　施行令第三十九条の三十九第九項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第九項第四号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

五　その他参考となるべき事項

5　施行令第三十九条の三十九第九項第五号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　施行令第三十九条の三十九第九項第五号に掲げる試験研究（以下この項及び次項において「試験研究」という。）を行うために必要な拠点を有していること。

二　前号の拠点において、当該試験研究を行うために必要な設備を有していること。

三　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わないこと。

6　施行令第三十九条の三十九第九項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第九項第五号に規定する特定中小企業者（第八項第四号において「特定中小企業者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わない旨

五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

六　その他参考となるべき事項

第二十二条の二十四第二項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める」を「当該建築物が同条第三項各号に掲げる基準を満たすものであることにつき経済産業大臣が確認した旨を証する」に改め、同項各号を削る。

第二十二条の二十八中「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物は」を「計画は」に改め、「に記載された機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を削る。

第二十二条の三十から第二十二条の三十七までを次のように改める。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の三十　法第六十八条の十五の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する認定経営革新等支援機関（以下この項において「認定経営革新等支援機関」という。）の当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言（以下この項において「指導及び助言」という。）を受けたことを明らかにする次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　当該認定経営革新等支援機関の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地

二　当該認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けた当該連結親法人又はその連結子法人の名称及び納税地（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名（連結子法人にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を含む。）

三　当該指導及び助言を行つた年月日（当該指導及び助言を二日以上継続して行つた場合には、当該指導及び助言を実施した期間）並びに当該指導及び助言の内容

四　当該指導及び助言に基づき、当該指導及び助言を受けた連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した器具及び備品並びに建物附属設備の明細

五　その他参考となるべき事項

2　施行令第三十九条の四十五の四第八項に規定する財務省令で定める書類は、当該連結親法人又はその連結子法人が交付を受けた法第六十八条の十五の四第一項に規定する財務省令で定める書類の写しとする。

第二十二条の二十一から第二十二条の二十五まで　削除